

## 小・中学校の学級編制基準の見直しと財源措置の強化を求める意見書

わが国の学級編制基準は、1980年に40人となって以来見直されず、人口10万人以上の都市において1学級31人を超える学級は、小学校で6割程度、中学校では8割以上に達している。

学級編制や教職員配置の在り方を検討してきた文部省の調査研究協力者会議は、5月19日、小・中学校の1学級の人数の上限を40人のままにするが、都道府県教育委員会の裁量で弾力的な学級編制や教員配置を行えるようにすることや教科によっては少人数の指導ができるようにすること等を骨子とする報告書を提出した。

協力者会議では、「1学級40人」という現行の国基準を「1学級30人」などの少人数学級にすることも検討されたそうであるが、財政的な理由で見送りになったと言われている。

今回の報告書では、都道府県が独自の判断で少人数学級を採用した場合、それによって増加する人件費などの財源については国の補助はなく、原則として地方自治体が負担することになっている。財政難にあえぐ地方自治体にとって、極めて困難な選択であり、制度が改正されても少人数学級が実現する可能性は低いのではないかと危惧されている。

いじめ、不登校、学級崩壊など、「教育の危機」が叫ばれ、また、少年の凶悪な事件が多発している状況を考えるならば、質の高いよりきめ細かな学校教育が不可欠であり、少人数学級の採用とそれを実現するための財源措置は緊急の課題である。

よって、本市議会は、政府に対し、学級編制基準を改定し、「1学級30人以下」にするとともに、それに伴って必要となる財源については国で措置するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年 6月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男